

令和6年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年3月11日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場庁舎 2階会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号

農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第5号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第 5 議案第 6 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 6 議案第 7 号

令和 6 年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について

日程第 7 議案第 8 号

農業経営改善計画の認定に係る意見について

## (令和6年第3回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2番佐藤委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番坂根委員並びに9番橋端委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。 受付番号第1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 報告第2号についてご説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。 4ページをお開きください。 受付番号第1号は、農地中間管理機構への切り替えのために合意解約をするものです。 解約に係る合意書および通知書の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第2号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>6ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。今回の案件は贈与が1件となります。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですのでそれぞれ補足説明をいたします。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>受付番号第2号についてご説明いたします。</p> <p>所有者は労働力不足のため、農地を手放したいと考えていました。譲受人は申請地の周辺に農地を所有しており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図りたいと考えたため、両者の意思が合致したため申請されたものです。</p> <p>農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第2号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第2号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
事務局	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第2号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第6号から第7号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は使用貸借が2件、賃貸借が3件となります。</p> <p>農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説</p>

	<p>明をいたします。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>関連がありますので、受付番号第6号から第7号までご説明いたします。</p> <p>この貸借契約は以前から農地中間管理機構を通して契約をしていました。今月で契約期間が満了し、契約の更新をするため、再度申請されたものです。</p> <p>議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第6号から第7号までの説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第6号から第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第6号から第7号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に受付番号第8号から第10号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをお開きください。</p> <p>関連がありますので、受付番号第8号から第10号までご説明いたします。</p> <p>以前は他の耕作者と貸借契約をしていたが合意解約をして返還されました。</p> <p>労働力不足のため、新たな農地の借り手を探していたところ、経営規模拡大を考えていた耕作者と意見が合致したため、申請されたものです。</p> <p>議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第8号から第10号までの説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第8号から第10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第8号から第10号は原案のとおり決定しました。</p>

	<p>次に日程第6議案第7号令和6年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明と朗読を求めます。</p>
事務局	<p>19ページをお開きください。</p> <p>議案第7号、令和6年度農作業労働賃金等標準額の改定並びに令和6年版農地賃借料情報の提供についてご説明します。</p> <p>令和6年度農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり改定したいので審議を求めるものです。また、令和6年版農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。</p> <p>20ページをお開きください。</p> <p>令和6年2月20日に五戸町役場において五戸町、新郷村の両農業委員会長、会長職務代理者、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議いたしました。</p> <p>前年と変更点は、項目1の農作業労働賃金の水田・畑作一般作業を6,900円から7,200円としました。</p> <p>次に果樹のせん定作業を10,300円から10,800円としました。</p> <p>次に果樹の摘花等の作業を6,900円から7,200円としました。いずれも青森県最低賃金の引き上げによる増額です。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>令和6年度新郷村農作業労働賃金等標準額表と、令和6年版新郷村の農地賃借料情報であります。</p> <p>本日の総会で決定、承認を頂きましたら全戸配布し、ホームページで公表いたします。</p> <p>以上で、議案第7号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7議案第8号農業経営改善計画に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	22ページをお開きください。

	<p>議案第8号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和6年3月1日付け、新農林第350号、農業経営改善計画の認定に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき申請があつたため、農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>今回の申請は2件で、いずれも再認定です。</p> <p>それぞれ、農業経営改善計画認定申請書を添付しているので参考にしてください。</p> <p>以上で議案第8号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議は審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 3月 11日

議 長 日向將行

署名者 根坂克也

署名者 橋端哲美